

川崎市臨海部防災対策計画の修正について（概要）

1 修正の目的

令和7年4月1日付けで、神奈川県から本市等へコンビナート地域における高圧ガス保安法の事務・権限が移譲されます。

上記権限移譲に伴って「神奈川県石油コンビナート等防災計画」が一部修正されることから、「川崎市臨海部防災対策計画」についても所要の修正を行うものです。

2 権限移譲に関する経緯等

平成27年6月に公布された第5次地方分権一括法により、平成30年4月にコンビナート地域を除く高圧ガス保安法の事務・権限が県から本市に移譲されて以降、県と所要の協議を重ねて、令和6年12月の「神奈川県の事務処理の特例に関する条例」の一部改正により、コンビナート地域においても本市の事務・権限が拡大されるほか、令和7年4月に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」が一部修正予定であります。

これにより、本市が高圧ガス関係施設を詳細に把握することによる災害発生時の対応の迅速・円滑化、危険物との一体的な指導による保安体制の充実、申請窓口の一本化による事業者の負担軽減が可能となるものです。

3 主な修正内容について

（1）権限移譲に伴う許認可等の事務・権限の追加について

ア 「第1部第4章第1節 防災関係機関の実施責任」に高圧ガスの文言を追記

「特定事業者が所有する危険物施設、高圧ガス関係施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、高圧ガス保安法及び石炭法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。」

イ 「第1部第4章第2節 本市が行うべき業務の大綱」に高圧ガスの文言を追記（神奈川県の項目からは高圧ガスの文言を削除）

「危険物及び高圧ガス関係施設、設備等の保安管理の指導、監督」

（2）前回（令和2年3月）修正以降の時点修正について

ア 組織改編及び庁舎移転等に伴う修正

「総務企画局危機管理室」→「危機管理本部」（令和4年4月）、「市役所第3庁舎」→「市役所南庁舎」（令和7年4月）など

イ 避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月の内閣府の改定）に伴う修正

「避難勧告等」→「避難指示等」

ウ 数値の修正

特定事業所の概要、消防力、避難計画の人数等に関し、令和2年の国勢調査を踏まえた数値への修正など

エ 高潮浸水想定区域の見直し（令和6年2月の神奈川県の見直し）に伴う修正

高潮浸水想定区域や想定浸水深などの更新

オ 平成25年4月の策定時の状況からの変移を反映

「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」→「神奈川地区広域共同防災協議会」の反映など
カ その他、協議会名称・関係法令等の修正

(3) 他の計画等の改正に伴う語句の整理等について

- ア 「川崎市臨海部防災対策計画（資料編）」のうち、「川崎市地域防災計画（資料編）」と重複するものを削除
- イ 「川崎市地域防災計画（震災対策編）」等に記載される南海トラフに係る対応について記載
- ウ その他、「川崎市地域防災計画（震災対策編）」等使用する語句について記載を統一